

広島県病院事業管理規程第一号

広島県病院事業組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘 三

広島県病院事業組織規程等の一部を改正する規程

(広島県病院事業組織規程の一部改正)

第一条 広島県病院事業組織規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第七条の表県立広島病院の項中「神経内科」を「脳神経内科」に、「第二一般外科、第二一般外科」を「消化器・乳腺外科、消化器内視鏡外科」に、「耳鼻咽喉科・頭頸部外科」を「耳鼻咽喉科・頭頸部外科」に改め、「栄養管理科」の下に、「臨床工学科」を加え、「透析・移植外科」を「移植外科」に改める。

第八条第一項県立広島病院の部総合診療科、麻酔科、臨床研究検査科、薬剤科及び栄養管理科以外の各科の項中「及び栄養管理科」を、「栄養管理科及び臨床工学科」に改め、同部栄養管理科の項の次に次のように加える。

臨床工学科

- 一 医療機器の操作に関する事
- 二 医療機器の安全管理及び保守点検に関する事

第十条を削る。

別表第一号の表事務部長の項中「管理者を補佐し、職員を指揮監督し、本庁の事務を掌理する」を「病院事務局の事務を総括し、及び整理する」に改め、同項備考の欄に「必要に応じ置く。」を加え、同表調整監の項を次のように改める。

参事	県立病院課	上司の命を受け、命じられた課の事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
----	-------	-------------------------------	----------

別表第一号の表専任主査の項を削り、同表主任主査の項中「主任主査」を「主幹」に改め、同表主任企画員の項を削り、同表企画員の項を次のように改める。

事業推進員	県立病院課	上司の命を受け、特定の事業の推進に係る事務に従事する。	必要に応じ置く。
-------	-------	-----------------------------	----------

別表第一号の表に次のように加える。

主事	県立病院課	上司の命を受け、事務に従事する。	必要に応じ置く。
技師	県立病院課	上司の命を受け、技術に従事する。	必要に応じ置く。

別表第二号の表センター長の項中「院長を補佐し」を「上司の命を受け、職員を指揮監督し」に改め、同表主任部長の項中「上司の命を受け」の下に、「職員を指揮監督し」を

加え、同表部長の項中「部」を「職員を指揮監督し、部」に改め、同表総看護師長の項中「院長の命を受け」を「上司の命を受け、職員を指揮監督し」に改め、同表課長の項中「上司の命を受け」の下に「職員を指揮監督し」を加え、同表運営管理監の項を次のように改める。

参事	病院	上司の命を受け、命じられた事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
----	----	-----------------------------	----------

別表第二号の表室長の項中「上司の命を受け」の下に「職員を指揮監督し」を加え、同表技師長の項中「放射線診断科」を「リハビリテーション科、放射線診断科」に、「及び臨床検査科」を「臨床検査科及び臨床工学科」に改め、同項備考の欄に「必要に応じ置く。」を加え、同表専任主査の項を削り、同表課長補佐の項を次のように改める。

主幹	病院	上司の命を受け、特定事項に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
----	----	--------------------------	----------

別表第二号の表副技師長の項中「放射線診断科」を「リハビリテーション科、放射線診断科」に、「及び臨床研究検査科」を「臨床研究検査科及び臨床工学科」に改め、同表主任企画員の項を削り、同表主任医療技術専門員の項中「看護部、科」を「科」に、「室」を「栄養室」に改め、同表企画員の項を次のように改める。

主査	病院	上司の命を受け、特定事項に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
事業推進員	病院	上司の命を受け、特定の事業の推進に係る事務に従事する。	必要に応じ置く。

別表第二号の表医療技術専門員の項中「看護部、科」を「科」に、「室」を「栄養室」に改め、同表医長及び医員の項中「栄養管理科、地域連携科」及び「及びセンター」を削り、同表に次のように加える。

主事	病院	上司の命を受け、事務に従事する。	必要に応じ置く。
技師	病院	上司の命を受け、技術に従事する。	必要に応じ置く。

(広島県病院事業決裁規程の一部改正)

第二条 広島県病院事業決裁規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「専任主査、主任主査」を「主幹」に改める。

第七条第三項を削り、同条第二項中「担当監」の下に「及び参事」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「事務部長及び」及び「それぞれ」を削り、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

事務部長は、管理者の権限に属する事務のうち、管理者の承認を得て指定するものに

ついて専決することができらる。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第七条関係）

課長専決事項
<p>一 広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）第七条第一項及び第二項の規定による行政文書の開示決定等</p> <p>二 広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第十一条第一項又は第三項の規定による保有個人情報の開示決定等、同条例第二十四条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同条例第三十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等</p> <p>三 広島県病院事業局文書規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第五号）第三条において準用する広島県文書等管理規程（平成十三年広島県訓令第五号）</p> <p>（第七条の規定による職員以外の者に対する文書の閲覧等の許可）</p> <p>四 訴訟代理人の指定</p> <p>五 講習会、講演会、打合せ会等の開催</p> <p>六 事実の証明及び謄本、抄本等の交付</p> <p>七 告示、公告その他の公示</p> <p>八 所掌事務に関する調査の実施、資料の収集等</p> <p>九 申請、通達、副申、報告、催告、通知、照会、回答、届出等</p> <p>十 国庫補助金、交付金等に係る申請書、請求書、成績書、決算書等の提出</p> <p>十一 予定価格二千万円未満の財産の取得及び予定価格一千万円未満の財産の処分</p> <p>十二 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額が三百万円未満の財産の賃貸借及び使用許可（三千平方メートル未満のものに限る。）並びに財産の賃貸借の更新</p> <p>十三 使用料及び手数料の減免</p> <p>十四 予算の令達</p> <p>十五 財産等に関する登記又は登録の申請及び囑託</p> <p>十六 公有財産の会計換え及び分類換え</p> <p>十七 県税外収入金の徴収</p> <p>十八 収支の原因となる行為について決裁を経たものの収入の通知及び支出命令</p> <p>十九 旅費システムにより処理する切符等に係る収入の通知及び支出命令</p> <p>二十 広島県病院事業事務処理規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第七号）の規定により広島県職務発明規則（昭和五十六年広島県規則第二十五号）の例により行う認定、決定及び通知</p> <p>二十一 職員の事務分担の決定</p> <p>二十二 職員の職務専念義務の免除及び休暇の承認</p> <p>二十三 職員の旅行の命令及び報告の受理</p> <p>二十四 職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令</p> <p>二十五 広島県病院事業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第九号。次号において「勤務条件規程」という。）第二条の規定により職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）の例により行う職員の休憩時間の短縮並びに育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の承認並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限</p> <p>二十六 勤務条件規程第三条の規定により地方公務員の育児休業等に関する法律</p>

<p>(平成三年法律第百十号) 第十九条の規定の例により行う職員の部分休業の承認及び取消し</p> <p>二十七 職員の身分、給与及び通勤の証明</p> <p>二十八 職員の扶養親族の認定</p> <p>二十九 職員の住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る確認及び決定</p> <p>三十 課長(課長相当職を含む。)以上の職員を除く職員の営利企業等の従事許可</p> <p>三十一 役付職員を除く職員の休職、療養、復職及び職務復帰</p> <p>三十二 役付職員(課長(課長相当職を含む。))以上の職員を除く。)の休職(心身の故障によるものに限る。))及び療養の期間の更新</p> <p>三十三 職員の自己啓発等休業の承認及び取消し</p> <p>三十四 職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認及び取消し</p> <p>三十五 役付職員を除く職員の休職及び療養の期間の更新</p> <p>三十六 退職票及び失業者退職手当受給資格証の交付</p> <p>三十七 職員の履歴に関する証明</p> <p>三十八 管理者の決裁を経た職員採用選考試験(人事委員会から委任を受けたものに限る。)の実施</p> <p>三十九 臨時の職員及び非常勤の嘱託員の任免</p> <p>四十 病院における決裁規程の承認</p> <p>四十一 第十一号及び第十二号に掲げる事項のほか、歳出予算の執行</p> <p>四十二 前各号に掲げる事項のほか、事務の内容が前各号に類すると認められるもの</p>

(広島県病院事業局文書規程の一部改正)

第三条 広島県病院事業局文書規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表広島県文書管理規則の部第二条第四号の款中「第五条、第六条及び第十七条の課並びに第七条の室」を「第四条、第五条及び第十八条の課」に改め、同部第四条第一項の款中「総務局総務管理部総務課」を「総務局総務課」に改め、同表広島県文書管理規程の部第二条第一号の款中「総務局総務管理部総務課」を「総務局総務課」に改め、同部第十条第四項の款中「総務局総務管理部長」を「総務課長」に改め、同部第十五条第二項の款中「主務部長」を削る。

(広島県病院事業事務処理規程の一部改正)

第四条 広島県病院事業事務処理規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一職員等表彰審査会に関すること。の項の次に次のように加える。

職員がした発明の取扱いに 関すること。	広島県職務発明規則(昭和五十六年広島県規則第二十五号)
------------------------	-----------------------------

別表第一自動車の管理に関すること。の項中「広島県庁用自動車管理規程」を「広島県庁用自動車管理規則」に改め、同表建設工事の執行に関すること。の項中「昭和二十八年広島県規則第一号」を「平成八年広島県規則第三十九号」に改める。

別表第二広島県職員き章に関する訓令の部第三条の款中「総務局総務管理部人事課」を「総務局人事課」に改め、同表広島県職員証に関する訓令の部第三条の款中「総務局総務管理部人事課」を「総務局人事課」に改め、同表広島県職員勤務評定実施規程の部を次のように改める。

広島県職員勤務 評定実施規程		第三条第 一号	本庁の局長及びこれに準 じる者	県立広島病院長
第三条第 四号		知事	病院事業管理者	
第八条第 四項		総務局人事課長（以下「 人事課長」という。）	病院事業局県立病院課長 （以下「県立病院課長」 という。）	
第十二条 第四項及 び第十三 条		人事課長	県立病院課長	
第十四条		総務局長	病院事業管理者	
第十六条 第二項		人事課長	県立病院課長	
第十六条 第二項		総務局人事課	病院事業局県立病院課	
第十七条 第二項及 び第三項		知事	病院事業管理者	
別表第三		部長	事務部長	
別表第四		局長	病院事業管理者	
別表第四		局長（課長の服務を所掌 する部長がある場合は当 該部長）	事務部長	

別表第二広島県職員等表彰審査会規程の部第六条の款中「総務局総務管理部人事課」を「総務局人事課」に改め、同部の次に次のように加える。

広島県職務発明 規則	第一条	広島県職員（以下「職員 」という。）	広島県病院事業職員（以 下「職員」という。）
	第四条か ら第十条 まで、第 十二条第 二項、第 十五条、 第十六条 第一項及 び第十八 条	知事	病院事業管理者

別記様式 第一号か ら別記様 式第七号 まで	広島県知事	広島県病院事業管理者
------------------------------------	-------	------------

別表第二広島県庁用自動車管理規則の部第三条の款中「第五条、第六条及び第十七条」を「第四条、第五条及び第十八条」に改め、同部第五条の款中「総務局総務管理部総務課」を「総務局総務課」に改める。

(広島県病院事業職員給与規程の一部改正)

第五条 広島県病院事業職員給与規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「すべての」を「全ての」に改める。

第二十条第一項を次のように改める。

前条の規定により指定職員に期末手当を支給する場合は、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の四十七・五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の三十八」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の二十八・五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の十四・二五」と、同項第三号中「百分の百十五」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の四十六」と、「百分の六十九」とあるのは「百分の三十四・五」と、「百分の三十四・五」とあるのは「百分の十七・二五」とする。

第二十条第二項中「百分の七十」を「百分の六十七・五」に、「百分の八十」を「百分の七十七・五」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の七十七・五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の七十五」を「百分の七十」に改める。

別表第二イの部三級の項を次のように改める。

三級

主任の職務又はこれに相当する職の職務

別表第二イの部五級の項中「主任主査」を「主幹」に改め、同部六級の項を次のように改める。

六級

本庁の担当監若しくは参事の職務又はこれに相当する職の職務

別表第二ロの部二級の項中2を削り、3を2とし、同項4中「1から3」を「1又は2」に改め、同項4を同項3とし、同部三級の項2中「県立広島病院」を「病院」に改め、同項中3を削り、4を3とし、5を削り、同項6中「1から5」を「1から3」に改め、同項6を同項4とし、同部四級の項3中「県立広島病院」を「病院」に改め、同表ハの部三級の項中「主任技師」を「主任」に改め、同部四級の項中「主任」を「困難な業務を行う主任」に改め、同部五級の項2中「県立広島病院の係長」を「医療技術専門員」に改め、同表ニの部三級の項1中「主任技師」を「主任」に改め、同部四級の項中「主任」を「困

難な業務を行う主任」に改める。

別表第四県立安芸津病院の部事務長の項中「四種」を「三種」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日において第一条の規定による改正前の広島県病院事業組織規程の規定による専任主査の職にある職員の職については、この規程の施行の日以降第一条の規定による改正後の広島県病院事業組織規程の規定による職に命じられるまでの間、なお従前の例による。